

平成23年7月8日  
第2298号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 漁業災害補償法の規定に基づく第2号漁業に係る区域及び区分の変更（311・団体指導室）……………1
- 小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間（312・水産漁港課）……………1
- 建設業の許可の取り消し（313・北秋田地域振興局総務企画部）……………1
- 道路区域の変更（314・北秋田地域振興局建設部）……………2
- 建設業の許可の取り消し（315・秋田地域振興局総務企画部）……………2
- 建設業の許可の取り消し（316・由利地域振興局総務企画部）……………3
- 道路区域の変更（317、318・仙北地域振興局建設部）……………3

### 公 告

- 公の施設の指定管理者の募集（下水道課） 3件……………4
- 選挙管理委員会告示**
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定解除（68）……………10

## 告 示

### 秋田県告示第311号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号口の規定に基づき定めた同法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分の一部を次のとおり変更したので、公示する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 加入区の区域の変更

変 更 後	変 更 前
八峰町峰浜漁業協同組合の地区	峰浜村漁業協同組合の地区

#### 2 備考の変更

変 更 後	変 更 前
2 小型底びき網漁業とは、底びき網を使用して営む漁業であって、使用する漁船の総トン数が20トン未満であるものをいう。	2 小型底びき網漁業とは、底びき網を使用して営む漁業であって、使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。

### 秋田県告示第312号

秋田県漁業調整規則（昭和39年秋田県規則第25号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 漁業の名称 手繰第1種漁業（機船底びき網漁業）
- 2 申請期間 平成23年7月14日から同月21日まで

### 秋田県告示第313号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第

29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成23年6月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社長岐建設  
北秋田市七日市字寺山下7番地8  
代表取締役 長 岐 兼 雄  
秋田県知事許可(般-18)第7280号
- 3 処分の内容  
建築工事業及び管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成23年6月22日付けで建築工事業及び管工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 秋田県告示第314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	矢坂糠沢線	北秋田市綴子字柏木岱349番地先から字上台52番地先まで	6.60~18.70	0.381
	新	矢坂糠沢線	〃	10.00~38.60	0.381

#### 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年7月8日から同月21日まで

#### 秋田県告示第315号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日  
平成23年6月24日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社プロジェクト S a t o  
男鹿市野石字水上台6番地3  
代表取締役 佐 藤 カツ子  
秋田県知事許可(般-20)第40620号
- (3) 処分の内容  
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実  
平成23年6月24日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日  
平成23年6月27日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社藤原工務店  
秋田市新屋北浜町3番41号  
代表取締役 藤原 敏 廣  
秋田県知事許可(般-19)第40125号

## (3) 処分の内容

とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

## (4) 処分の原因となった事実

平成23年6月27日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第316号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 処分をした年月日

平成23年6月23日

## 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

小坂工業株式会社

由利本荘市鳥海町伏見字久保17番地4

小坂 勇

秋田県知事許可(般-22)第11613号

## 3 処分の内容

管工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

## 4 処分の原因となった事実

平成23年6月3日付けで管工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第317号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	田沢湖畔線	仙北市西木町西明寺字渦尻19番1から19番3まで	11.20~13.60	0.060
	新	田沢湖畔線	〃	11.20~21.00	0.060

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年7月8日から同月21日まで

**秋田県告示第318号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
-------	-----	-----	-----	-----------------	----------------

県 道	旧	田沢湖畔線	仙北市西木町西明寺字湯尻2番地内	8.60～10.40	0.236
	新	田沢湖畔線	々	8.60～24.20	0.236

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課  
(2) 期間 平成23年7月8日から同月21日まで

## 公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

## (1) 名称

秋田県米代川流域下水道（大館及び鹿角処理区）及び秋田県十和田湖公共下水道（以下「米代川流域下水道等」という。）

## (2) 主な施設及び所在地

## ア 秋田県米代川流域下水道

名 称		所 在 地
大館処理区	大館処理センター	大館市川口字中川口1
	立花中継ポンプ場	大館市立花字上立花29
	二井田中継ポンプ場	大館市二井田字阿久津29-1
	田代中継ポンプ場	大館市岩瀬字街道脇1-4
	片山中継ポンプ場	大館市片山字天神1-1
鹿角処理区	鹿角処理センター	鹿角市十和田錦木字赤沢田104
	小坂中継ポンプ場	鹿角郡小坂町小坂字岩ノ下69-2
米代川流域下水道（大館及び鹿角処理区）幹線管渠及び関連施設		

## イ 秋田県十和田湖公共下水道

名 称	所 在 地
発荷中継ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字生出
大川岱中継ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱52-5
十和田湖公共下水道幹線管渠及び関連施設	

## (3) 設置目的

## ア 秋田県米代川流域下水道

大館及び鹿角地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

## イ 秋田県十和田湖公共下水道

十和田湖の水質の保全を図るとともに、その周辺地域の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

## (4) 規模等（現況）

## ア 秋田県米代川流域下水道

	大館処理区	鹿角処理区
汚水処理能力（日量）	1.2万立方メートル	0.84万立方メートル
幹線管渠（総延長）	34.3キロメートル （2条管含む）	27.4キロメートル （2条管含む）

## イ 秋田県十和田湖公共下水道

幹線管渠（総延長）	9.3キロメートル
-----------	-----------

- 2 指定管理者に行わせる管理の業務
  - (1) 米代川流域下水道等の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (2) その他米代川流域下水道等の管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（予定）
- 4 申請をする団体に必要な資格等
  - (1) 申請をする団体に必要な資格等
    - ア 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体（複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体（以下「共同企業体」という。）を含む。）であること。
    - イ 下水道処理施設維持管理者登録規定（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること（共同企業体を除く）。
    - ウ 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること（共同企業体を除く）。
    - エ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する者（当該団体（共同企業体の場合はその構成員）と申請書提出期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を処理区ごとに専任で配置することができること。
    - オ 共同企業体にあつては、次の要件を満たすものであること。
      - (ア) 構成員はア及びイの要件を満たしていること。
      - (イ) 代表者はウの要件を満たしていること。
      - (ウ) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。
  - (2) 申請をすることができない団体
    - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しないもの
    - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
    - ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
    - エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
    - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
    - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
    - キ 共同企業体の構成員となっているもの
- 5 申請の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
    - ア 提案価格内訳書及び下水道施設指定管理者業務計画書
    - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
    - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
    - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
    - オ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
    - カ 類似施設における業務実績を記載した書類
    - キ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
    - ク その他知事が必要と認める書類
  - (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部下水道課 調整・流域下水道班  
（電話番号018-860-2462、ファクシミリ018-860-3813）
  - (3) 提出期限  
平成23年9月9日（金）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
  - (1) 建設交通部指定管理者（候補者）選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の

候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 米代川流域下水道等の設置目的が、効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、米代川流域下水道等の設置目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成23年10月末日までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

#### 7 募集要項等の交付

5(2)に掲げる場所で秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成23年7月8日（金）から同年8月12日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさで送付先を記載したもの）を同封すること。

#### 8 説明会

(1) 日時

平成23年7月20日（水）午後1時

(2) 場所

大館市川口字中川口1 大館処理センター

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、平成23年7月15日（金）までに後記9(5)の問い合わせ先に連絡すること。

#### 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、毎年度の予算の範囲内で支払う。

(4) 詳細は指定管理者募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県建設交通部下水道課 調整・流域下水道班

（電話番号018-860-2462、ファクシミリ018-860-3813、メールアドレスgesuido@pref.akita.lg.jp）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）（以下「臨海処理区という。」）

(2) 主な施設及び所在地

	名 称	所 在 地
処理場	秋田臨海処理センター及び秋田県流域下水道汚泥焼却施設	秋田市向浜二丁目3-1
ポンプ場	飯島中継ポンプ場	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山7-10
	四ツ小屋中継ポンプ場	秋田市四ツ小屋小阿地字上野23-2
	船越中継ポンプ場	男鹿市船越字一向195-6
	福川中継ポンプ場	男鹿市角間崎字堤下1-1
	土花中継ポンプ場	男鹿市福米沢字土花家ノ下133-1
	鶴木中継ポンプ場	男鹿市鶴木字白榎37-2
	出戸中継ポンプ場	潟上市天王字下浜山106-6
	飯田川中継ポンプ場	潟上市飯田川飯塚字潟端364-1
	竜馬中継ポンプ場	南秋田郡五城目町大川大川字下川原68-18
	大川中継ポンプ場	南秋田郡五城目町大川大川字ウツフケ2-1
	天瀬川中継ポンプ場	山本郡三種町天瀬川字三倉鼻90-2
	山谷中継ポンプ場	山本郡三種町鹿渡字西小瀬川282-2



鹿渡中継ポンプ場	山本郡三種町鹿渡字中沢新田204-3
秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）幹線管渠及び関連施設	

## (3) 設置目的

秋田湾・臨海地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

## (4) 規模等（現況）

処理能力 （日量）	汚水処理	12万立方メートル
	汚泥焼却	100トン（2基）
幹線管渠（総延長）		159.1キロメートル（2条管含む）

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 臨海処理区の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他臨海処理区の管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格等

## (1) 申請をする団体に必要な資格等

- ア 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体（複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体（以下「共同企業体」という。）を含む。）であること。
- イ 下水道処理施設維持管理者登録規定（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること（共同企業体を除く）。
- ウ 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること（共同企業体を除く）。
- エ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する者（当該団体（共同企業体の場合はその構成員）と申請書提出期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を処理区ごとに専任で配置することができること。
- オ 共同企業体にあつては、次の要件を満たすものであること。
  - (ア) 構成員はア及びイの要件を満たしていること。
  - (イ) 代表者はウの要件を満たしていること。
  - (ウ) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。

## (2) 申請をすることができない団体

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- キ 共同企業体の構成員となっているもの

## 5 申請の手続

## (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 提案価格内訳書及び下水道施設指定管理者業務計画書
- イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- カ 類似施設における業務実績を記載した書類

キ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

ク その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部下水道課 調整・流域下水道班  
(電話番号018-860-2462、ファクシミリ018-860-3813)

(3) 提出期限

平成23年9月9日(金)午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 建設交通部指定管理者（候補者）選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 臨海処理区の設置目的が、効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、臨海処理区の設置目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成23年10月末日までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項等の交付

5(2)に掲げる場所で秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成23年7月8日(金)から同年8月12日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさで送付先を記載したもの）を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

平成23年7月22日(金)午後1時

(2) 場所

秋田市向浜二丁目3-1 秋田臨海処理センター

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、平成23年7月15日(金)までに後記9(5)の問い合わせ先に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、毎年度の予算の範囲内で支払う。

(4) 詳細は指定管理者募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県建設交通部下水道課 調整・流域下水道班

(電話番号018-860-2462、ファクシミリ018-860-3813、メールアドレスgesuido@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年7月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）（以下「大曲処理区等」という。）

(2) 主な施設及び所在地

	名 称	所 在 地
大曲処理区	大曲処理センター及び大曲処理センター汚泥炭化施設	大仙市花館字上大戸下川原74-36
	大曲中継ポンプ場	大仙市美原町330



	中仙中継ポンプ場	大仙市下鷲野字下中島321-65
	間倉中継ポンプ場	大仙市花館字間倉247-2
横手処理区	横手処理センター	横手市黒川字福柳350
	折橋中継ポンプ場	横手市大雄田根森字折橋191-2
	阿気中継ポンプ場	横手市大雄田根森字東阿気91-2
	土井尻中継ポンプ場	横手市大雄阿気字六町東134-2
	薄井中継ポンプ場	横手市雄物川町薄井字上薄井69-2
	沼館中継ポンプ場	横手市雄物川町沼館字沼館71-5
秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区) 幹線管渠及び関連施設		

## (3) 設置目的

大曲及び横手地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

## (4) 規模等(現況)

		大曲処理区	横手処理区
処理能力 (日量)	汚水処理	1.62万立方メートル	1.64万立方メートル
	汚泥炭化	25トン	-
幹線管渠(総延長)		46.8キロメートル (2条管含む)	50.8キロメートル (2条管含む)

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 大曲処理区等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他大曲処理区等の管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間(指定期間)

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(予定)

## 4 申請をする団体に必要な資格等

## (1) 申請をする団体に必要な資格等

- ア 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体(複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体(以下「共同企業体」という。)を含む。)であること。
- イ 下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)第2条の規定による登録を受けていること(共同企業体を除く)。
- ウ 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること(共同企業体を除く)。
- エ 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に定める資格を有する者(当該団体(共同企業体の場合はその構成員)と申請書提出期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を処理区ごとに専任で配置することができること。
- オ 共同企業体にあつては、次の要件を満たすものであること。
  - (ア) 構成員はア及びイの要件を満たしていること。
  - (イ) 代表者はウの要件を満たしていること。
  - (ウ) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。

## (2) 申請をすることができない団体

- ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
- ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- キ 共同企業体の構成員となっているもの

## 5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
  - ア 提案価格内訳書及び下水道施設指定管理者業務計画書
  - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
  - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
  - オ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
  - カ 類似施設における業務実績を記載した書類
  - キ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
  - ク その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部下水道課 調整・流域下水道班  
(電話番号018-860-2462、ファクシミリ018-860-3813)

- (3) 提出期限  
平成23年9月9日(金)午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は認めない。

## 6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 建設交通部指定管理者(候補者)選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
  - ア 県民の平等な利用が確保されること。
  - イ 大曲処理区等の設置目的が、効果的に達成されること。
  - ウ 効率的な管理が行われること。
  - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、大曲処理区等の設置目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成23年10月末日までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

## 7 募集要項等の交付

- 5(2)に掲げる場所で秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成23年7月8日(金)から同年8月12日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。  
なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼った返信用封筒(角2号の大きさで送付先を記載したもの)を同封すること。

## 8 説明会

- (1) 日時  
平成23年7月21日(木)午後1時
- (2) 場所  
大曲市花館字上大戸下川原74-36 大曲処理センター
- (3) その他  
説明会への参加を希望する団体は、平成23年7月15日(金)までに後記9(5)の問い合わせ先に連絡すること。

## 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、毎年度の予算の範囲内で支払う。
- (4) 詳細は指定管理者募集要項による。
- (5) 問い合わせ先  
秋田県建設交通部下水道課 調整・流域下水道班  
(電話番号018-860-2462、ファクシミリ018-860-3813、メールアドレスgesuido@pref.akita.lg.jp)

## 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第68号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設に

ついて指定解除した旨北秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月8日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
前田基幹集落センター	北秋田市阿仁前田字下川端134番地	平成23年6月22日

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号